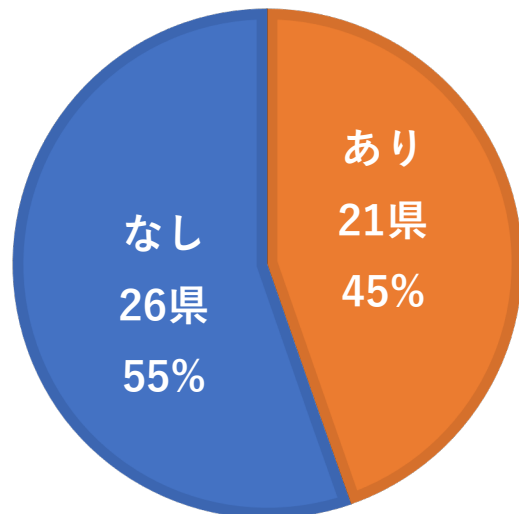


都道府県へのアンケート調査の結果

①住生活基本計画（都道府県計画）と
賃貸住宅供給促進計画の一体的な策定の予定の有無



【主な理由】（回答方法：選択肢選択方式（複数選択可））

予定あり

選択肢 A：住宅関係の計画全体を把握しやすいから：15県

選択肢 B：事務の効率化を図ることができるから：15県

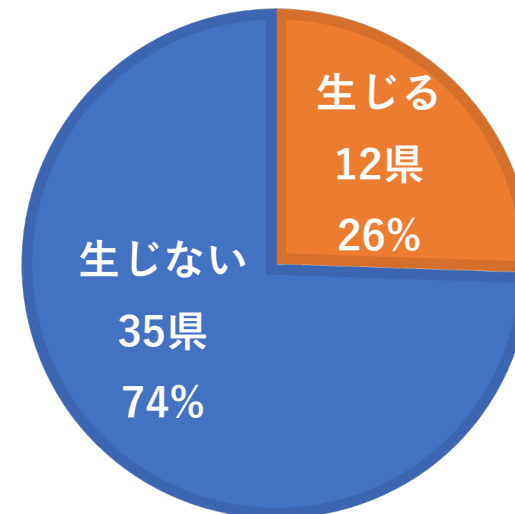
予定なし

選択肢ホ：各法令に基づく個別の計画として定める方が適切だと考えるから：11県

⇒21県もの自治体が一体的に策定しようと考えていることを把握。

予定がない場合の最多の理由は、「個別で定める方が適切だと考えている」ことだと把握できた。

②住生活基本計画（都道府県計画）と
賃貸住宅供給促進計画を一体的に策定する場合の支障の有無



【主な理由】（回答方法：支障が生じる場合のみ自由記述）

支障が生じる

- ・促進計画のみ変更したい場合でも、基本計画を変更する必要が生じる。
- ・登録基準を変更する場合に、基本計画の改正時期まで待たなければいけない。
- ・変更時、手続きが増えることになってしまう。
- ・記載事項の棲み分けが難しい。 など

⇒7割以上が現行で支障ないと考えていることを把握。

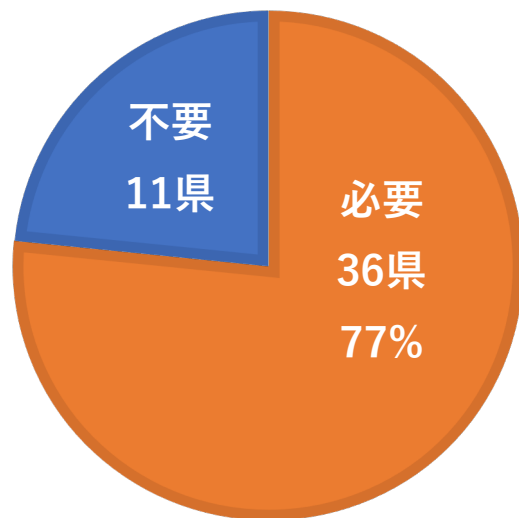
⇒支障が生じる場合の理由については、

一体的に策定した場合であっても

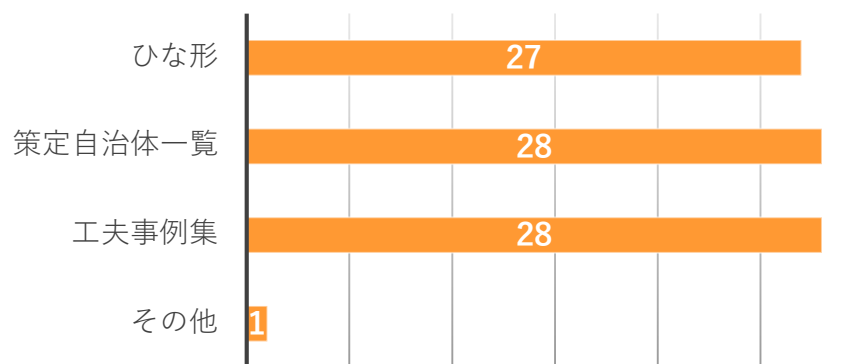
- ・促進計画部分のみ改正することも可能であること
- ・改正時期は任意であり自治体判断にて可能であることを周知することで改善できる内容が多数であった。

都道府県へのアンケート調査の結果

③一体的に策定する際の参考情報の必要性の有無等

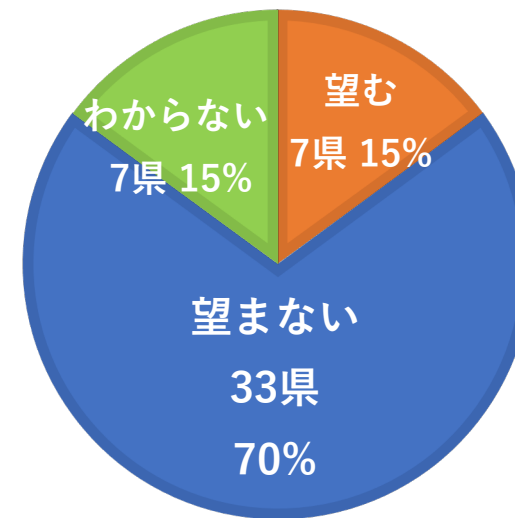


＜必要な場合の希望資料＞（複数選択可）



⇒参考情報の必要性を感じている自治体が多いことが把握できた。

④一体的に策定できる旨を法律において規定されることを希望するか否か



【主な理由】（回答方法：自由記述）

規定を望む

現状は支障が無いが、規定があればより望ましいと考える ほか

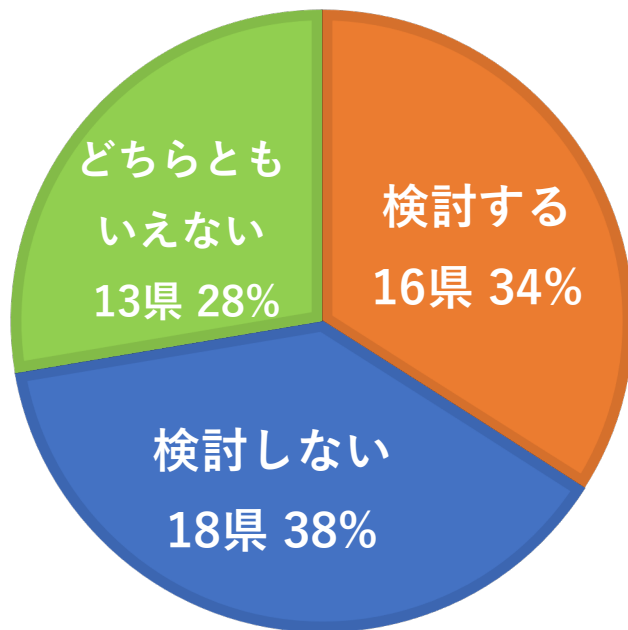
規定を望まない

現状、運用上可能であり問題ない。策定できる旨の規定がある計画とない計画とで取扱いの判断に迷う ほか

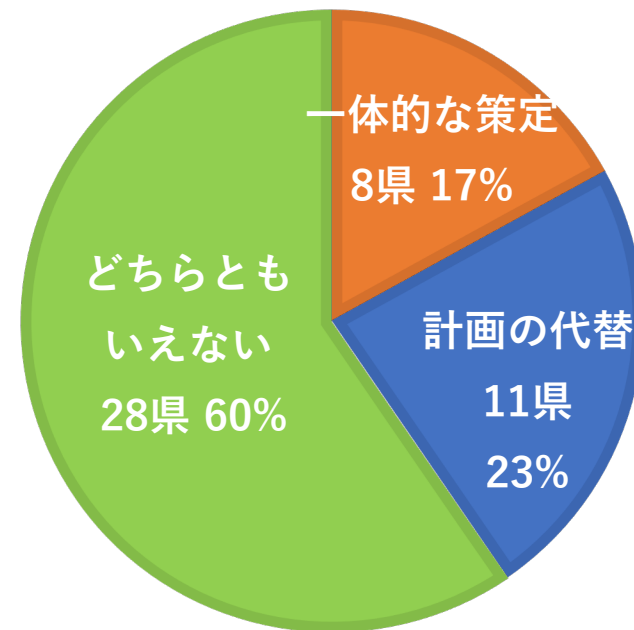
⇒7割の自治体が、法律への規定を望んでいないことが把握できた。

都道府県へのアンケート調査の結果

⑤ 計画の代替が可能になった場合、
そのような策定方法を検討するか否か



⑥ 計画の代替が可能になった場合、
(ア)一体的な策定、(イ)計画の代替の
どちらを希望するか



⇒現在は、判断ができないと考える自治体も多く、意見が分かれている状況であることを把握。

ご提案に対する回答について

通知にて可能である旨周知している「一体的な策定」と、ご提案内容を踏まえた「計画の代替を可能とすること（計画の代替）」の2つの方法について検討を進めた。

- 一体的な策定については、アンケート調査により
 - ・4割以上の自治体が一体的な策定を予定していることがわかった。
 - ・できる旨の法律への規定については、**7割の自治体が望まない**と考えており、できる旨の**規定がある場合とない場合とで取扱いの判断に迷うため望まない**との意見も寄せられた。

29

- 計画の代替については、
 - ・他の様々な計画との関係において賃貸住宅供給促進計画のみについて措置することの整合性の説明が困難であること
 - ・**住生活基本計画における賃貸住宅供給促進計画の範囲が制度上不明確**となり、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の**登録基準である「賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであること」についての判断が困難**になることから、法制的な整理が困難である。
- いずれにしても、ほとんどの自治体において令和3年度末頃に住生活基本計画（都道府県計画）が改定される予定であり、実際の作成に当たっての支障等については、**改定後である来年度にフォローアップ調査を行うこととし、それらの結果と法制上の課題を踏まえ、必要な対応について検討することとする。**

< 住生活基本計画の改定時期とSN法改正のタイミング >

